

業 務 仕 様 書

1. 業務名

伏見小学校ほか2校照明器具PCB含有調査業務

2. 業務の目的

伏見小学校ほか2校に設置されている照明器具の安定器について、PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含有しているか否かを明確に調査・特定することを目的とする。

3. 対象施設（履行場所）

- (1) 伏見小学校 （札幌市中央区南18条西15丁目）
- (2) 新琴似中学校 （札幌市北区新琴似7条4丁目）
- (3) 月寒中学校 （札幌市豊平区月寒東2条2丁目）

4. 履行期間および作業時間

- (1) 履行期間：契約締結日から令和8(2026)年3月31日まで
- (2) 作業時間：
 - ア 学校の教育活動に支障をきたさないよう、授業時間外（平日夕方、土日、長期休暇期間など）に実施すること。
 - イ 作業日程および時間帯は、施設管理者と事前に調整・協議し、決定すること。

5. 業務内容（調査の詳細）

- (1) 調査対象

別紙1「調査対象施設一覧」の調査対象範囲（外壁含む）に設置されているすべての照明器具とする。
- (2) 調査の流れと探索方法
 - ア 探索と器具種別の確認
 - ① 白熱灯を除く、調査範囲内すべての照明器具を探索し、蛍光灯器具（FL器具）・水銀灯であるか否かを確認する。
 - ② HF器具またはLED器具と判別できない照明器具は、すべてPCB調査対象とする。
 - ③ 部屋内に照明器具が設置されていない場合でも、探索を実施したことを学校調査図に記録すること。
 - イ PCB含有可能性の特定
 - ① FL器具または水銀灯である場合は安定器を調査し、PCB含有の可能性がある機器を特定する。
 - ② HF器具またはLED器具である場合は、PCB不含と判断する。
 - ③ PCB非含有が確認できた場合は、その根拠を報告書に明記すること（例：外観、表示、製造年、力率等による判定）。
 - ウ 安定器の分解・調査

- ① P C B非含有と判別できない器具については、安定器本体やコンデンサーの仕様が確認できる状態となるまで器具を分解すること。
- ② 分解・組立を行う回路は、作業前後に絶縁抵抗値を測定し、値が悪化していた場合は回復作業を行うこと。

エ データ収集

- ① P C B含有の有無が不明な場合は、製造者に照会し、不含証明を取得すること。

オ 器具の復旧と記録

- ① P C Bの含有・非含有にかかわらず、分解後は元の状態に復旧すること。
- ② 復旧困難または液漏れを発見した場合は、直ちに業務担当者に報告し、その後の対応は担当者の指示に従う。なお、緊急を要する場合は、受託者の責任において応急処置を講じるものとし、その費用負担については別途協議する。

カ 同一器具の取り扱い

- ① 設置室、型番、外観等から同一年度に設置された同器具と判断できる場合は、該当の器具のうち1個について安定器の調査を行うことで省略を認める。
- ② 省略した器具については、調査を行った器具と同一とみなした旨を報告書に明記すること。

(3) P C B含有の判明時および作業上の特記事項

- ア P C B含有が明確となった場合、当該安定器および照明器具に、外見で容易に判別できるようシール等を貼付し、併せて市の業務担当者にEメールで通知すること。
- イ P C B特別措置法に基づき、P C B含有器具または含有不明器具については、いかなる理由があっても校舎外への持ち出しを禁止し、市の管理責任下で厳重に保管すること。
- ウ 機器の劣化等により再取付けができなかった場合や、落下等の危険性が確認された場合は、学校職員に伝達するとともに、市の業務担当者に報告すること。
- エ 器具の分解・組立を行った際、老朽化により破損した場合や、絶縁抵抗が改善されなかった場合は、市の業務担当者に報告すること。

6. 報告書の作成と提出

(1) 報告書作成時の留意点

- ア 学校調査図の作成：様式2を参考に、調査結果一覧表および各照明器具のシンボルを記載した学校調査図を作成すること。
- イ 器具の製造年：製造年が判明している場合は、その年式を調査結果一覧表に記載すること。
- ウ 詳細記載事項：以下のいずれかに該当する場合は、調査結果一覧表に詳細を記載すること。
 - ① 製造年からP C B含有の有無が判断できないもの。

- ② 調査が不可能であったもの。
- ③ P C Bの含有が確認されたもの。

(2) 提出書類および提出期限

書類名	提出期限	添付資料（主なもの）
業務着手届	契約後ただちに	-
業務計画書	契約後14日以内	作業計画、業務工程表、作業責任者および作業者名簿、連絡体制表
業務完了届	業務完了後、速やかに	-
調査結果報告書	業務完了後、速やかに	調査結果一覧表、学校調査図、P C B含有証明書（取得した場合）、調査写真

7. 業務遂行方法および注意事項

- (1) 業務の開始時および終了時には、必ず施設管理者に連絡すること。
- (2) 調査にあたっては、学校関係者の安全に十分配慮すること。
- (3) 貸与される図面（配置図、平面図等）に基づき、調査範囲を明確に把握すること。疑義が生じた場合は、業務担当者と協議・調整すること。
- (4) 調査により施設内の備品や設備を破損した場合は、速やかに施設管理者および業務担当者に報告し、原状回復の責任を負うものとする。なお、その費用は受託者の負担とする。（ただし、老朽化等、受託者の責によらない破損の場合は、その限りではない）
- (5) 本調査業務に必要な機械、工具およびウェス等の消耗品は、すべて受託者の負担とすること。
- (6) 養生、片付け、清掃には十分に留意し、作業後は必ず施錠を確認すること。
- (7) 本業務に関して疑義が生じた場合は、市の業務担当者と協議し、遺漏のないよう対応すること。

8. 担当部署

札幌市教育委員会総務部学校施設課 （担当：千葉）
 住 所：札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル
 電 話：011-211-3832
 メール：chiba.yuta@city.sapporo.jp

9. 参考資料

- (1) 各校照明器具リスト
- (2) （参考）調査結果報告書
- (3) 各校配置図